

まえがき

不幸にして、登山やスキー（スノーボード等を含む）中の事故によってケガをしたからといって、常に加害者などから損害賠償を得ることができるわけではありません。被害に遭った場合は、まず、加害者と話し合って解決しようとしませんが、話し合いによっては解決に至らず損害賠償請求訴訟による場合には、加害者には法的な責任がなければなりません。そのためには、加害者側に過失があることが前提になります。過失があって初めて、相手方に損害賠償義務が生じてきます。

本書は、登山・スキー等事故の場合にどのような事態なら過失といえるかについて、できる限りその基準を明らかにして、損害賠償請求できるか否かを検討するための材料を提供し、調停や訴訟で解決ということになった場合に、誰を相手に、どのように主張するのがよいのか、訴状はどのように書けばよいのか等について、主として弁護士等の専門家向けに書いたものです。

なお、一般の方も Q & A の冒頭の解答をみれば一応の結論がわかるように書いてありますので、損害賠償訴訟を起こせるかどうか検討するために役立つといえます。登山・スキー等事故で訴訟を提起する場合は、法律的にやさしい事件というわけではありませんので、登山・スキー等事故に精通した弁護士に依頼するのが得策であると思います。

本書の構成として、まず、大きく登山と、スキー及びスノーボード等の二つに分類し、それぞれにつき事故のパターン毎に細分化しました。

第一に、総論で法律的事実的な主張をどのようにしたらよいのかを全体的に説明しています。端的に、その事故がどうなるかを知りたい場合は、Q & A で似た事例を探せば、その冒頭に解答があるので一応の結論がわかります。

第二に、「解説」で詳しい説明と具体的な主張法等を理解することができます。どのような判例があるかを手短かに知りたい場合は、判例のボ

イントを記載した巻末の「判例整理表」をご覧くださいければ、該当判例がすぐにわかります。

訴状については、原告になった場合は、どういう点に注意して訴状を書くか、被告になった場合は、これにどう対応した答弁書・準備書面を書いたらよいのかを検討し、典型的な事件や参考になるものを訴状記載例として掲載しています。

裁判はあくまで適正公平なものでなければなりません。そのために法曹は特に努力してこれを目指さなければなりません。スキー・登山事故の判例を検討すると、果たして適正な判断であったのか疑問に感じるものもあります。その原因は法曹の理解が不十分である場合が多いのではないかと思います。本書が、登山事故、スキー・スノーボード事故の判断が少しでも適正なものとなる、その一助となることができれば望外の喜びです。

本書で述べた意見は、すべて筆者の個人的意見であり、すべて筆者に責任があります。

令和元年 12 月
辻 次郎

序

(1) 登山事故は増加傾向	9
(2) スキー等事故の請求認容額は高額になりやすい	10
(3) 登山・スキー等事故の難しさ	10
① 登山・スキー等事故の理解・判断が意外と難しい理由	11
② 本書執筆の動機等	12

登山事故 編

登山事故 総論

① 山岳遭難の件数等	18
(1) 山岳遭難は増加傾向	18
(2) 登山の形態	18
② 登山事故の分類、法律構成	20
③ 過失	21
(1) 裁判実務の考え方	21
(2) 注意義務の程度	22
(3) グループの形態による責任の相違	22
① 中学の課外活動・高校・高専山岳部の学校行事としての登山	22
② 大学山岳部の登山	23
③ 旅行会社等の企画する登山ツアー	24
④ 国、県が主催する訓練・研修登山	25
⑤ 社会人山岳会	25
⑥ 個人的愛好者のグループ山行	26
(4) 過失の具体的内容	27
④ 過失相殺	30
(1) 全免は不可	30
(2) 登山ツアー	30
(3) 学校登山	30
(4) 訓練・研修登山	31
(5) 社会人山岳会、個人的愛好者のグループなど	31
⑤ 損害	31

6	登山事故のための保険	32
(1)	登山事故の原因	32
(2)	警察、消防、民間による救助	32
(3)	保険の必要性	33
(4)	救援者費用に関する保険	33
	① 傷害保険の特約が存在する場合	33
	② ①以外の山岳保険（登山保険）	34
7	裁判をするかどうかの検討	34

登山事故Q & A

第1 ツアー型（民事）

認容例

Q & A ①	（雪道斜面を転落して死亡）	訴状記載例	38
Q & A ②	（強風及び吹雪の中、低体温症により死亡）	訴状記載例	49

棄却例

Q & A ③	（海外登山全指喪失事件）	60
---------	--------------	----

第2 自主型・訓練型（民事）

認容例

Q & A ④	(岩登り練習転落事件)	67
Q & A ⑤	(雪崩死亡事故 2 件)	訴状記載例 71
Q & A ⑥	(消防士耐寒訓練事件)	86

第3 学校事故（民事）

認容例

Q & A ⑦	(学校事故、雪崩遭難)	91
Q & A ⑧	(学校事故、市立中学生の転落事故)	98
Q & A ⑨	(県立高校生熱射病死亡事件) 訴状記載例	101

棄却例

Q & A ⑩	（府立高校生が川を渡る途中転倒死亡）	111
Q & A ⑪	（私立高校生落石死亡事件）	114
Q & A ⑫	（国立大学医学部山岳部滑落死亡事件）	118

第4 その他（民事）

認容例

Q & A ⑬	(積丹岳山岳救助隊救助失敗事件)	123
Q & A ⑭	(西沢溪谷転落死亡事件外)	134
Q & A ⑮	(美の山公園小学生転落死亡事件)	訴状記載例 138

第5 登山関係刑事事件

Q & A 函 (刑事事件)	151
(1) 登山事故の刑事判決	151
(2) 少ない登山事故刑事判決	152
(3) 検察官の起訴方法の変化	153
(4) 登山事故における法人の責任	155
① 会社の場合	155
② 学校の場合	155
(5) 刑事判例の解説	156

登山事故判例の解説

① 民事判例の法律構成	166
(1) ツアー型などの法律構成	166
(2) その他の事件の法律構成	168
② 過失等	169
(1) 判例の基準 (民事)	169
① ツアー型などの過失の検討	169
② その他の事件の瑕疵等	171
(2) 検 討	172
(3) 過失の抽象的基準	173
(4) 過失の具体的内容	174
③ グループの形態による責任の相違	174
④ 刑事事件の過失	174

スキー等事故 編

スキー等事故 総論

① スキー等事故の傾向	180
② 衝突事故の滑走者の責任	
(人対人の事故)〔Q & A ①～⑥参照〕	181
(1) 原告・被害者が主張すべき事項	181
(2) 原告・被害者の主張に対する被告・加害者の主張・反論	183

(3) スノーボードの特性	183
(4) 過失・上方者（通常は加害者・被告）	185
(5) 下方者（通常は被害者・原告）	186
(6) 使用者責任（民法 715 条）	187
(7) 過失相殺	187
(8) 正当行為、危険引受、被害者の承諾の理論	191
③ 人対物の衝突など・施設管理者 （民法 717 条 1 項、709 条、債務不履行責任）	191
(1) 土地の工作物責任（民法 717 条 1 項、国賠法 2 条 1 項）	191
① 要件事実	191
② 土地の工作物	192
③ 瑕 疵	192
(2) 一般不法行為（民法 709 条）、安全配慮義務違反	193
(3) 過失相殺	193
④ スキー事故のための保険	194
① 国内旅行保険か、スポーツ傷害保険か	195
② 自動車保険や火災保険の特約	195
⑤ 刑事責任	195

スキー等事故Q & A

第1 人対人

(1) スキーヤー対スキーヤー（Q & A ①～③、判例 1～7）

認容例

Q & A ①（ジャンプしてきたスキーヤーに衝突されたもの）**訴状記載例** ... 198

棄却例

Q & A ②（暴走してコントロール不能になったスキーヤーが衝突して死亡）.. 208

請求が認められるか微妙なもの

Q & A ③（上方から来たスキーヤーに衝突されたもの）**訴状記載例** .. 211

(2) スノーボーダー対スキーヤー（Q & A ④、判例 8～13）

認容例

Q & A ④（上方から来たスノーボーダーに衝突されたもの）**訴状記載例** ... 214

(3) スノーボーダー対スノーボーダー（Q & A ⑤、⑥、判例 14～16）

認容例

Q & A ⑤（ジャンプしてきたスノーボーダーに衝突されたもの）**訴状記載例** .. 218

Q & A ⑥ (スノーボードクロス競技中に衝突) 訴状記載例	220
---------------------------------	-----

第2 人対物の衝突など

認容例

Q & A ⑦ (隠れた岩にスキー板を引っかけて転倒) 訴状記載例	225
Q & A ⑧ (スキーでスキー場の照明灯支柱に衝突) 訴状記載例	232

棄却例

Q & A ⑨ (スキーで滑走禁止区域を滑走中、雪崩で死亡)	236
Q & A ⑩ (そりで滑走中、リフトの鉄柱に衝突)	239
Q & A ⑪ (バックカントリースキー中の事故)	242

認容例

Q & A ⑫ (スキー教室でのそり転落死亡事故) 訴状記載例	244
---------------------------------	-----

第3 スキー関係刑事事件

Q & A ⑬ (スキー関係刑事事件)	253
(1) 刑事事件判例	253
(2) 判例の紹介	254

スキー等事故判例の解説

① 法律構成	258
(1) 法律構成 (人と人の衝突事故事件)	258
(2) 法律構成 (人と物との衝突事件)	258
(3) スキー事故刑事事件	260
② スキーヤーの過失	260
(1) 直接の相手方 (加害者) の過失、判例の抽象的過失の基準	260
① 過失の抽象的基準があらわれている判例	260
② 抽象的過失とは何か	262
(2) 過失の具体的内容、判断要素	263
① スキーヤーの過失	263
② 注意義務の内容	263
③ 過失の具体的検討事項	264
④ 過失の有無の判断	266
③ スキー場開設者等の懈怠・過失、スキー場の瑕疵	266
(1) 民法 709 条、判例の抽象的過失の基準	267
(2) 民法 717 条 1 項 (国賠法 2 条 1 項)、判例のいう瑕疵	268
① 最高裁判決	268
② 瑕疵とは何か	269

(3) スキー場の瑕疵、管理者の過失の具体的検討事項	270
① 管理者のとるべき措置	270
② 瑕疵の具体的検討要素	271
③ 検 討	274
4 過失相殺の基準	274
(1) 過失相殺における過失	274
(2) 判例の過失相殺の基準	274
(3) 過失相殺と危険引受理論	277
(4) 過失相殺の具体的検討事項	277
(5) 過失相殺と自己過失	277
① 全免は不可	277
② 自己過失は棄却	278
5 正当行為、危険引受、被害者の承諾の理論	278
(1) スポーツと違法性阻却事由	278
(2) 参考判例	279
① 正当行為論（危険引受あるいは加害行為承諾の理論）について 判断されたスキー事故判例	279
② スキー事故判例と危険引受等	281
(3) その他の参考判例	281
① その他のスポーツ事故と危険引受等	281
② 無過失の判断	281
(4) 検 討	282
6 まとめ（結論）	282

判例整理表

◎ 登山事故判例	284
◎ スキー等事故判例	310

【索引】…… 336】

【凡 例】

岡口「要件事実民1」……岡口基一「要件事実マニュアル 民法1」第5版
 岡口「要件事実民2」……岡口基一「要件事実マニュアル 民法2」第5版
 （以上、ぎょうせい）



序

(1) 登山事故は増加傾向

登山、ハイキングの行動者数は970万人余（総務省「統計トピックス No.96 登山・ハイキングの現状」平成28年8月10日）で、ここ約10年間の死者・行方不明者数は年間300名程度の多数で推移しています。平成30年の1年間で、山岳遭難は2661件、遭難者数は3129名、内死者・行方不明者は342名で史上最多となった平成29年（354名）に次ぐ数となりました。このうち、60歳以上が71.9%を占めています（警察庁「平成30年における山岳遭難の概況」令和元年6月13日）。登山は、人間がコントロールすることができない自然を相手にするスポーツであり、我々が自然への探究心を失わず、登山を辞めない限り、事故の発生をなくすことはできないといえます。

登山事故においても高額な損害賠償が認められる例があり、登山判例
5 長野県山岳センター訓練雪崩死亡事故（長野地裁松本支部平成7年11月21日）では、死亡事故について逸失利益等で8500万円以上（損害金を含めると1億円以上）の金額が認容されています。

(2) スキー等事故の請求認容額は高額になりやすい

一方、スキー及びスノーボード人口は、平成4年の1900万人程度から、最近では800万人弱とかなり減少しており、死亡事故も年間20名（平成元年／平成2年）から最近では10名程度に減少しています。（全国スキー安全対策協議会HPより）しかし、依然として負傷者数は概ね3000名程度と少なくなく、事故は減少していないのが現状です。凶器ともいえる鋭いエッジが付いているスキーやスノーボードが高速で滑走するので、ひとたび事故を起こせば、死亡事故や大きなケガにつながりやすいスポーツであるといえます。その損害賠償請求の認容額は、スキー事故の事例でも高額となる傾向にあり、鷲ヶ岳スキー場衝突事件（スキー等判例 10-1 神戸地裁平成17年8月16日、スキー等判例 10-2 同控訴審判決・大阪高裁平成18年4月27日）では、脊髄損傷等の重傷を負わせたことにより、6000万円弱の損害賠償が認容されています。

(3) 登山・スキー等事故の難しさ

登山やスキー、スノーボードで事故に遭遇し、損害賠償請求を提起しようとした場合、その起きた事実を分析して、原告は要件事実（民事訴訟において、適用される法規の構成要件として掲げられている事実。権利の発生（変更・消滅）に直接かかわる事実）を主張・立証しないと勝訴判決を得ることができません。

登山・スキー等事故における損害賠償の請求を、要件事実という法律的な主張にすることは、交通事故と同様に難しいところがあります。そして、登山・スキー等事故の場合は、物的証拠が残らないということも立証を難しくする理由のひとつです。交通事故の場合はブレーキ痕やドライブレコーダーなどの物的証拠がある場合もありますが、登山・スキー等の場合は物的証拠がないのが通常ですので、証言に頼ることが多くなります。本書で引用した判例の中にも、代理人の主張・立証が足りないと思われるもの、裁判官の理解が不十分と思われるものなども少なくありません。証拠がない場合は、やむを得ませんが、そうではなく、事案の検討や理解が不十分であるために当事者の主張・立証が足りず、裁判

官の釈明が不十分なために、事案の解明が不十分となって適正な解決ができなくならないよう努力すべきです。

登山やスキー、スノーボード等の知識（例えば、スキーヤーの滑走速度は一般道路での自動車並みの時速 40km 程度はかるく出ますので、急停止できませんし、衝突の衝撃も大きくなります）が充分でない裁判官も少なくないので、その場合、いかに理解してもらうかは代理人の腕と言えますので、最善の努力をして、理解してもらえるように努めるべきです。登山やスキー、スノーボード等を十分に理解した代理人が、それぞれの特徴を理解して的確な主張・立証をし、これを裁判官に十分理解してもらいませんと、正しい裁判はできないといえます。

釈明権の行使について、裁判官の役割として、弁論主義を重視して、釈明権の行使は控えめにする立場と、広く認める立場がありますが、事実関係が不明確になりがちな登山やスキー等の事案の場合は、裁判官は積極的に釈明権を行使し、事案の解明に努めるべきです。最高裁判決があるからといって、それにただ追従するだけでは正しい判断はできませんので、代理人弁護士は、最高裁判決の趣旨を正しく理解して、その射程距離を的確に把握して、それに沿った主張をすれば、裁判官は、思考を短絡化して判決を書きやすくするために最高裁判決を使うことはなくなると考えます（下級審裁判官が、最高裁判決の具体的適用例と自己の事件の具体的事実とを比較して適用の可否を判断する努力を繰り返していることについて、中村治郎『裁判の世界を生きて』判例時報社 337 頁以下参照。その点で「スキー等判例 12」（さいたま地裁平成 20 年 11 月 14 日）は問題があると思われ、これは後にスキー等 Q & A ④で検討します）。

次に、①登山・スキー等事故の理解や判断が意外と難しい理由、②本書執筆の動機等について述べます。

① 登山・スキー等事故の理解・判断が意外と難しい理由

登山及びスキーやスノーボード事故について、判例の個々の判断が相当ではないものもあることは、Q & A で指摘するとおりですが、なぜ

よく理解して適正に判断することが意外と難しいかについて筆者なりに考えてみますと、その理由は、平地の常識が山では通用しないことが一番の理由ではないかと思います。

筆者は、子どもの頃に高尾山などにハイキングに行き、一応山のことを少しはわかったかなと思っていましたが、大学に入りワンダーフォーゲル部に入部して北アルプスの縦走をしますと、北アルプス裏銀座コースの3000m級の山々は、それまで自分の知っていた山とはまったく異なる世界でした。その後も登山を続けましたが、高山で展開される、景観、斜度、気温、風雨の強さ、雷等の気象の激しさ、雪渓、雪山での冬型気圧配置による強風、猛吹雪、低温、激しい積雪、夏でも雨具を取り出す間もなく突然の雨と強風で体が急速に冷えてしまうこと等々、想像を絶する厳しい世界がありました。

また、スキーやスノーボードが高速で滑走すること（多くの人は、生身では歩行かせいぜい自転車の速度しか経験しません）なども、通常の生活とはまったく違う世界があり、それを都会生活の常識で判断しようとしみますと、間違いが生じてしまう一番の理由のように思います。その違いを適切に説明することもかなりの難しさが伴いますし、説明できない代理人もいます。山岳やスキー等の知識のない裁判官も多く、その裁判官に的確に判断してもらうことはさらに困難です。こうした事情から、裁判官の思考の節約のために最高裁判決を用いる傾向もあるように思います（後に指摘する「スキー等判例6」の最高裁判例）。また、登山Q & A ⑤の末尾に指摘したように、国家賠償法（以下、国賠法という）の事件では国に責任を認めやすい傾向があるようにも思えます。行政事件における違法性の判断における裁判官の「気前のよさ」を指摘するものがあります（室井力・芝池義一・浜川清編著『行政事件訴訟法・国家賠償法 第2版』日本評論社 531頁〔芝池義一〕）。

② 本書執筆の動機等

筆者は、「登山事故の法的責任（上）（下）」を判例タイムズ（997号38頁・1999年5月と同998号73頁・同年6月）に書きましたが、その動機は、登山事故事件の判決をする裁判官があまりに登山に無知で、登

山を知っている者にとっては、考えられないような理由付けや判断をしているものもあり、もう少し登山の常識に合った判決をしてほしいと思ったことでした。同じようにスキー事故の判決についても不満がありましたので、続いて、判例タイムズ 1045 号 23 頁・2001 年 1 月に「スキー事故の法的責任」を書きました。

それまで、登山やスキー事故についてまとまった論文がありませんでしたので、その後拙稿が引用されることもあり、「読んで役立った」「改訂版を期待している」などの声をいただきましたが、裁判官生活は非常に忙しく、公証人になってからも、なかなか改訂版を書く時間は取れませんでした。そんなとき、仙波秀躬弁護士（元裁判官・公証人）と（株）日本法令の大澤有里さんから勧められ、それでもまだ迷っていたときに同期の秋武憲一山梨学院大学法科大学院教授に強く勧められ、本書を執筆することになり、執筆後は（株）日本法令の八木正尚さんに大変助けられ、さらに妻、長女及び長男の協力により、ようやく本書が完成しました。本書は上智大学ワンダーフォーゲル部での貴重な経験があって初めて書けたもので、その同期、先輩、後輩及び前記の皆様方に心から感謝とお礼を申し上げます。

二つの前論文から 20 年近く経過し、その間にかなりの判例が集積されました。判例を整理しただけの論文から、本として読みやすいものにしてほしい Q & A 形式にするなど、全面的に書き直しましたので予想外に時間がかかりました。私の力不足で、皆様のご満足いただける内容になったとは思えませんが、ご容赦をお願いしたいです。

筆者は、昭和 52 年に裁判官になり、平成 22 年に退官するまでの間、ほとんど民事裁判を担当しました。民事裁判は手持ち事件も多く、内容も難しいものが多いですので、とても大変でしたが、民事裁判が性に合っていたため、楽しく仕事ことができました。その間、いつも考えていたことは、謙虚に考えて、適正・公平でかつ迅速に裁判をすることです。

民事裁判の中でも、医療、建築、工業所有権、税金などは特に難しいと言われています。難しい事件は、当事者に丁寧に説明してもらい、時には、建築士、医師、学者、技術者などから説明を聞いて、理解しよう

と努めました。そうすると迅速さが後回しになりますが、適正・公平な裁判が一番大事であると考えてきました。また、そのような難しいとされていない普通の事件も、実は難しいのです。登山やスキー等事故もそういう事件であることは上記のとおりです。

裁判で恐ろしいのは、謙虚さを失い、独断と偏見、自分の狭い常識で判断してしまうことです。そのようなことのないように努力してきたつもりですが、その目標がどこまで実現できたかはわかりません。

筆者は、裁判官を退官後は公証人を経て、令和元年8月1日から長野市において弁護士となり、生涯現役として好きな法律の仕事を続けたいと思っております。

なお、筆者は、昭和47年に上智大学法学部に入学し、ワンダーフォーゲル部に所属して、登山（2000m程度の冬山を含む）と山スキーなどをして、大学卒業後は、趣味として登山とスキーを続けています。なぜスノーボードは事故が多いのか疑問に思い、55歳のときにスノーボードを始めて、肋骨骨折などの事故を経て習得に時間がかかりましたが、すっかりスノーボードが楽しくなりました。自分で滑るとスノーボードに事故が多い原因に納得できました。今後は、スキー、スノーボード、登山、ロードバイクでのサイクリングを続けていきたいと思っております。



登山事故

編

【登山事故 総論】



① 山岳遭難の件数等

(1) 山岳遭難は増加傾向

山岳遭難者数は、近年増加傾向にあることは、冒頭で述べたとおりです。平成 28 年から 8 月 11 日が「山の日」として国民の祝日となるなど、登山への関心が高まる一方で、近年は、日本アルプス等の山岳地帯だけでなく、里山等の低山における山菜狩りによる遭難やスキー場の管理区域外におけるいわゆるバックカントリースキーによる遭難等、様々な場所で山岳遭難が発生しています（「警察白書」平成 29 年版、同 27 年版）。前記のとおり平成 30 年 1 年間で、山岳遭難は 2661 件、遭難者数は、3129 名、内死者・行方不明者は 342 名で、史上最多となった平成 29 年（354 名）に次ぐ数となりました。ただし、発生件数、遭難者数については、史上最多となった平成 29 年よりさらに増加しています。山岳遭難の多くは、天候に関する不適切な判断や、不十分な装備で体力的に無理な計画を立てるなど、知識・経験・体力の不足等が原因で発生しているといわれています（警察庁生活安全局地域課「平成 30 年における山岳遭難の概況」令和元年 6 月 13 日）。

拙稿（「登山事故の法的責任」（上）判タ 997 号 38 頁・1999 年 5 月、同（下）判タ 998 号 73 頁・1999 年 6 月）で論じてから 20 年近く経ち、その間に、登山事故に関する裁判例も増加しましたので、これらを再検討した結果をふまえて、新たにまとめ直しました。総論で全般的な説明をし、具体的な問題について Q & A 形式をとるなどして、わかりやすく、詳しいものにしました。

(2) 登山の形態

登山グループの形態は、いろいろに分かれますが、これを次のように分析して考えることが、リーダー等の過失や慰謝料等を検討する場合に有益であると考えます。

登山事故があった場合、まず、それが**引率登山**か**自主登山**かに大別すべきです（この点につき、本田勝一「リーダーは何をしていたか」朝日文庫参照）。

引率登山とは、学校で先生がリーダーとなって生徒をつれていく場合、登山ツアーなど主催者が一般から募集した参加者をつれていく**公募型登山**、また県などが主催する登山研修などの**訓練型**もこれに当たり、リーダーないし主催者が計画を立てるなど中心的な役割を果たすものです。これをさらに計画を立てた者が登山に参加する通常の（直接）**引率登山型**と参加しない**間接引率登山型**に、また営利性の点から、旅行者等が主催するものなど営利を目的とする**営利型**と、学校や県などのように営利を目的としない**非営利型**に分けることができます。

自主登山は、大学山岳部の仲間同士の場合、個人的な登山愛好者や社会人山岳会が互いに山仲間として登る場合など、特定の者が一応リーダーとなっても他の仲間も山行計画に関与するなど積極的に登山に関与している場合です。

参加者の登山の能力等からは、**成年型**と**未成年型**に分けることができます。

成年型とは、登山者として普通の体力、技術及び判断能力等を備えているか又はこれを備えるべきであるもので、普通の成人の登山者は原則としてこれに当たり、大学生の場合は能力的には成人扱いされるので、未成年の場合もありますが成年型に含めてよいです。

未成年型は、登山者として通常備えるべき体力、技術及び判断能力等が劣っているとみられるもので、中学生や高校生などはこれに当たります。

② 登山事故の分類、法律構成

登山事故を大きく民事と刑事に分け、民事は、

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 ツアー型（引率、営利型）2 自主型、訓練型3 学校事故4 その他 |
|---|

に分けることとしました。

登山事故の原告は、被害者（遺族）になります。

被告・相手方には、その登山のリーダー（責任者）、その者の使用者（会社や国など）になる場合が多いです。

ア 相手方①：リーダー

登山は通常数人のパーティーで行われるもので、その場合1人がリーダーになる場合が多いです。そこで事故が発生した場合、民法709条に基づき直接引率したリーダーが第一次的な責任を負うことが多いです。

学校登山の場合は、現実引率した教職員がリーダーになり、その注意義務違反が問題になります。

旅行会社の登山ツアー（ツアー型）の場合、はそのツアーをまとめるガイド・引率者がリーダーになり、その注意義務違反が問題になります。

友人間での山行で、その間に明確な役割分担などがない場合は、事故が起きた場合、裁判を起こすことはまれです。この点については、

③ (3) ⑥で説明します。

イ 相手方②：代理監督者

登山に直接参加していない個人も、使用者に代わって事業を監督していれば代理監督者として責任を負う場合があり（民法715条2項）、登山の企画団体の協会事務局長に対して代理監督者責任を認めた判例があります（**判例1** 静岡地裁昭和58年12月9日判タ513号187頁）。

この場合は、ア①のリーダーと共に責任を負うことになります。

ウ 相手方③：ツアー会社、④：学校（私立、国・地方公共団体）など

① 旅行会社が登山ツアーとして企画した場合や私立学校がその行事として企画した場合の登山事故は、会社や学校を相手方として、使用者責任（民法715条）を追及することになります。この場合もア①のリーダーと同様に共に責任を負うことになります。

② 公立学校の行事としての合宿や集団登山、警察・消防の研修や訓練などの場合は、国ないしは地方公共団体を相手方として、国賠法1条に基づく賠償責任を追及することになります。なお、国家賠償の場合は、リーダーである当該公務員自身は被害者に対する損害賠償責任を負いません（最判昭和30年4月19日民集9巻5号534頁）。

国立公園内の登山道、地方公共団体の管理する橋などにおける事故は、公の営造物の設置・管理に瑕疵がある場合は、国や地方公共団体を相手方として、国賠法2条に基づき、賠償責任を追及することになります。

③ 過失

(1) 裁判実務の考え方

裁判実務では、予見可能性がある場合に予見義務を認め、予見可能性を前提とした上で、結果回避可能性がある場合に予見義務を認めるという考え方、つまり結果回避可能性まで含めて過失をとらえる結果回避可能性説をとっています（最判昭和36年2月16日判タ115号76頁、伊藤滋夫ほか編『民事要件事実講座〈4〉民法Ⅱ』青林書院190頁）。

<著者略歴>

辻 次郎 (つじ じろう)

1949 年東京世田谷生まれ、1973 年上智大学法学部卒業。2019 年 8 月長野県弁護士会に弁護士登録、戸崎・山内法律事務所に勤務。

1977 年から裁判官として福岡、新潟、長野、大阪、千葉、横浜、東京などに計 33 年間勤務、主に民事裁判を担当。その後 2010 年から 2019 年まで公証人として 9 年間勤務。

戸崎・山内法律事務所

〒 380-0838 長野県長野市県町 460-2 長教ビル 2 階

TEL 026-235-6313 FAX 026-235-6312

法律家のための登山・スキー事故 Q&A

～法的責任と損害賠償請求

令和 2 年 1 月 20 日 初版発行



日本法令®

検印省略

〒 101-0032

東京都千代田区岩本町 1 丁目 2 番 19 号

<https://www.horei.co.jp/>

著 者	辻	次	郎
発行者	青	木	健
編集者	岩	倉	春
印刷所	神	谷	印
製本所	国	宝	社

(営業) TEL 03-6858-6967

E メール syuppan@horei.co.jp

(通販) TEL 03-6858-6966

E メール book.order@horei.co.jp

(編集) FAX 03-6858-6957

E メール tankoubon@horei.co.jp

(バーチャルショップ) <https://www.horei.co.jp/iec/>

(お詫びと訂正) <https://www.horei.co.jp/book/owabi.shtml>

※万一、本書の内容に誤記等が判明した場合には、上記「お詫びと訂正」に最新情報を掲載しております。ホームページに掲載されていない内容につきましては、FAX または E メールで編集までお問合せください。

・乱丁、落丁本は直接弊社出版部へお送りくださればお取替えいたします。

・**JCOPY** (出版者著作権管理機構 委託出版物)

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構 (電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail: info@jcopy.or.jp) の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

© J.Tsuji 2020. Printed in JAPAN

ISBN 978-4-539-72713-3